

公民館等施設の利用について

営利を目的とした団体・個人の利用や、金銭を集める利用をする場合、使用料が営利利用料金に該当する場合があります。営利利用料金が適用される利用かどうか、裏面の公民館等施設利用チェックシート兼同意書でご確認ください。

○営利利用料金を適用する法人（利用の目的は問わない）

い	医療法人（社会医療法人以外）	こ	合名会社	と	土地家屋調査士法人
か	株式会社	し	司法書士法人		特許業務法人
	株式会社設立の学校		社会保険労務士法人	の	農事組合法人
	監査法人	せ	税理士法人	へ	弁護士法人
	管理組合法人	そ	相互会社	ゆ	有限会社
き	行政書士法人	と	投資法人		
こ	合資会社		特殊会社		
	合同会社		特定目的会社		

○営利に該当する代表例（参考）

- ①講師が、受講者を募集し、月謝や参加費を得ている
- ②自主学习グループの形でも、講師や団体が実質的な運営をしており、収入を得ている場合（自主学习グループ会員が、会計管理をしておらず、講師等が管理している等が該当します）
- ③営業目的・顧客獲得を目的とした説明会

公民館等施設を利用することができない活動

次の活動は、営利・非営利を問わず利用することができません。

①利用目的に虚偽があると認められるとき

②公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

- ・参加者に組織等への加入を強く求める催し、靈感商法等
- ・風俗営業
- ・他の公民館等施設利用者へ危険が及ぶ行為
- ・その他

③管理上支障があると認められるとき

- ・公民館等施設の構造上、利用させることが難しい行為（床や壁を傷つける可能性が高い行為など）

④以下のような活動

- ・物品の売買
- ・商品の紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為等
- ・議員の当選祝賀会
- ・政治資金パーティー
- ・宗教の布教活動
- ・広く一般住民に呼びかけて行う宗教行事
- ・宗教的な信仰の表現としてなされる祈祷、礼拝、儀式、祝典、葬儀等

⑤医療行為や理美容業、食品の製造加工販売のように個別の法律で事業所の届出や、事業所に必要な構造等が定められている活動

公民館等施設利用チェックシート兼同意書

公民館等施設の利用内容によっては、「営利利用料金」が適用される場合があります。
ご記入の上、総合交流センター窓口へご提出ください。

以下の項目について、ひとつでも「はい」に該当した場合は「営利利用料金」となります。

NO	項 目	チェック	
1	法人（株式会社・合同会社・有限会社等）が利用する	☐ はい→営利利用料金	☐ いいえ
2	代表者または主催者が、この活動によって収入を得ている（例：講師料・月謝・参加費収入など）	☐ はい→営利利用料金	☐ いいえ
3	個人事業主・フリーランスが、事業として利用する（個人事業主同士の集まりを含む）	☐ はい→営利利用料金	☐ いいえ
4	不特定の参加者から金銭を集める（入場料・参加費・資料代など） ※ただし、会場費の実費を参加者で均等負担する場合など、営利性がないと認められる場合を除くことがあります	☐ はい→営利利用料金	☐ いいえ
5	以下の活動を行う。 ・有償サービス（講座・施術・指導料等）の提供 ・特定の商品・サービス・事業の説明や宣伝	☐ はい→営利利用料金	☐ いいえ

注意事項を必ずご確認ください

以下に同意の上、公民館等施設の利用申請を行います。

注意事項
・公民館等施設が、<u>選挙の投票所（開票所）となる場合、災害時の避難所となる場合、感染症予防対策による規制を行った場合</u>等に、利用許可を取り消すことがあります。なお、許可の取り消しに伴い公民館等施設利用者に生じた損害等につきまして、公民館等施設は一切責任を負いません。 ・ <u>納付済の使用料は、原則返金できません。</u> ・ <u>キャンセルは利用日の7日前まで可能です。</u> ※やむを得ない事情（災害・感染症等）の場合はご相談ください。 ・ 物品等の販売や商品の紹介、展示、注文、試食、実演、契約行為等はできません。 ・ 宗教の布教活動や祈祷、礼拝、葬儀等の宗教活動はできません。 ・ 利用目的等に虚偽の申請があった場合、利用の許可が取り消される場合があります。 ・ 利用後は清掃をし、ごみは必ず持ち帰ってください。 ・ 施設や備品等を損傷した場合は、必ず生涯学習課職員までお知らせください。 ・ 利用時間は、準備・片付け等を含めた時間となります。 ・ 館長の指示に従って施設を利用してください。

令和 年 月 日

（ふりがな）

使用者 ID：

利用団体・個人名：

（ふりがな）

代表者名：

連絡先：（ — — ）